

犯罪被害申告書

申請者^{ふりがな}氏名 ()

申請する助成金の種類		☐ 転居費用助成 ☐ 再提訴費用助成	
犯罪被害者	ふりがな氏		
	生 年 月 日	年 月 日生	
	犯罪被害発生時の住所		
	現 在 の 住 所		
	電 話 番 号		
	死 亡 年 月 日 (死亡の場合)	年 月 日	
犯罪被害に係る罪名※		※判明していない場合は記載不要	
犯罪被害が発生した日		年 月 日	
犯罪被害を受けた場所			
被害の概要 (警察に届け出た内容等)			
取扱警察署及び被害届の受理番号		警察署	年 月 日第 号
(備考) 事務局使用欄	受領日 年 月 日	確認日 年 月 日	
	その他		

別紙2

申請者^{ふりがな}氏名（）

□＜転居費用助成＞

転居に係る内容

転 居 日	年 月 日
転居前住所	
転居後住所	
運送業者名	
助成対象経費 ※納品書等写しを添付 すること。	(1) 運送に要した費用 円 (2) 荷造り等のサービスに要した費用 円 (3) その他 円

□＜再提訴費用助成＞

再提訴に係る内容

事 件 番 号	
原 告	
被 告	
裁 判 所	
再 提 訴 日	年 月 日
判 決 内 容	
助成対象経費 ※領収書等写しを 添付すること。	(1) 印紙代 円 (2) 予納郵券代 円

申請者氏名（ふりがな）

1 他の公的な機関の同様の制度による助成対象経費に係る助成の有無

2 申請者（犯罪被害者以外の者が申請する場合にあっては、申請者又は犯罪被害者。3及び4において同じ。）による犯罪行為の誘発、その他当該犯罪被害につき、申請者に責めに帰すべき行為はありません。

3 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）のほか、暴力団等に協力し、又は関与する等暴力団と密接な関係を有する者ではありません。

4 申請者と加害者の関係性（加害者との間に親族関係がある場合、続柄を記入）

(1) 申 請 者：□なし □あり（ □親族（ ） □知人
犯罪被害者以外の者が申請する場合にあっては、次の（２）も記入してください。

5 助成金の交付後に、徳島県犯罪被害者等支援事業費助成金交付要綱第10条の規定に基づき、助成金の交付決定が取り消されたときは、同要綱第11条の規定に基づき、交付を受けた助成金を速やかに返還します。

6 助成金の交付に必要な警察等が保有する犯罪被害者等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）に基づき、徳島県が収集し、提供を受けることについて同意します。

＜裏面へ続＞

7 助成要件等

転居費用助成	次の要件に該当します。（※ 該当項目にチェックしてください。） ☐ 「徳島県犯罪被害者等支援事業費助成金交付要綱」別表「（１）転居費用助成」の「助成要件」の１（１）のア、イ、ウのいずれかの犯罪行為により被害を受けた。 ☐ 犯罪被害が警察に認知されており、かつ、当該認知の事実が警察等への照会等により知事が確認できる。 ☐ 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者が徳島県内に居住していた。 ☐ 犯罪行為による被害を受けた日の翌日から起算して１年以内に本申請書を提出している。 ☐ 申請者（犯罪被害者又はその遺族）が、以下のいずれかに該当する。 ☐ 犯罪行為により住居が滅失し、又は著しく損壊したために、従前の住居に居住することができなくなった。 ☐ 犯罪行為による被害を受けた場所が、犯罪被害者の住居又はその付近であるなど、二次被害の発生、再被害のおそれその他の事情により、従前の住居に居住し続けることが困難となった。 ☐ 転居費用助成金の交付を受けた後、転居先（県内に限る。）において二次被害が発生し、又は再被害のおそれがあることにより、再度の転居が必要である。 （申請者が未成年者の場合） ☐ 転居に関して保護者（親権者又は未成年後見人）の同意を得ている。
再提訴費用助成	次の要件に該当します。（※ 該当項目にチェックしてください。） ☐ 犯罪行為により死亡、重傷病又は精神疾患を負ったことに対する損害賠償請求について、再提訴をした者である。 ☐ 再提訴をした日において、徳島県内に居住していた。 ☐ 再提訴に係る判決が言い渡された日の翌日から起算して５年以内に本申請書を提出している。

別紙４ 必要書類一覧（第４条関係）

1 転居費用助成	
共通	☐ 助成金交付申請書兼実績報告書（様式第１号 転居費用助成）
	☐ 犯罪被害申告書等（別紙１、別紙２、別紙３）
	☐ 《申請者が犯罪被害者の場合》申請者本人であることを証する書類
	☐ 住民票の写し 又は ☐ 戸籍の附票等 （犯罪被害者が当該犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者又はやむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住していた者であることを証明する書類）
	☐ 従前の住居及び転居後の住居が分かる書類（住民票の写し、賃貸借契約書等）
	☐ 転居に要した経費が分かる書類（運送業者が作成した内訳書及び納品書等）
	☐ 振込口座の通帳の写し（金融機関名、口座番号及び名義人を確認できるもの）
	《申請者が未成年者の場合》 ☐ 転居に関する保護者（親権者又は未成年後見人）の同意書
	《代理人申請の場合》 ☐ 委任状
死亡した犯罪被害者の遺族	☐ 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
	☐ 申請者と犯罪被害者との続柄及び同居していたことを証する戸籍の謄本又は抄本、その他地方公共団体の長が発行する証明書（二親等以内であること）
	《婚姻の届出をしていない配偶者の場合》 ☐ 申請者と犯罪被害者が事実上婚姻関係と同様の事情にあったことを証明する書類 （住民票の写し、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書、徳島県パートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの写し、他の地方公共団体における同様の制度に基づく宣誓の証明書の写し等）
	☐ その他知事が必要があると認める書類
全治１か月以上かつ通算３日以上 の入院を要する傷害を負った犯罪被害者	☐ 全治１か月以上かつ通算３日以上入院を要する傷害を負ったことが証明できる医師の診断書等（診断書は、受傷日、療養期間、入院日数及び病名を明記したものであること。）
	☐ その他知事が必要があると認める書類

2 再提訴費用助成	
共通	☐ 助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号 再提訴費用助成）
	☐ 犯罪被害申告書等（別紙1、別紙2、別紙3）
	☐ 《申請者が犯罪被害者の場合》申請者本人であることを証する書類
	☐ 住民票の写し 又は ☐ 戸籍の附票等 （申請者が再提訴をした日において、県内に住所を有していた者又はやむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住していた者であることを証明する書類）
	☐ 再提訴の原因となった民事訴訟における判決書等債務名義が分かるもの （損害賠償請求権を得た当初の判決書（全文）の写し）
	☐ 刑事事件の判決書（事件番号、事件名、被告）の写し
	☐ 再提訴に対する判決書（全文）の写し
	☐ 再提訴に要した経費が分かる書類（印紙代の領収証等）
	☐ 振込口座の通帳の写し（金融機関名、口座番号及び名義人を確認できるもの）
	☐ 《代理人申請の場合》 ☐ 委任状
死亡した 犯罪被害 者の遺族	☐ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本、その他地方公共団体の長が発行する証明書
	☐ その他知事が必要であると認める書類
重傷病又 は精神疾 患を負っ た犯罪被 害者	☐ 重傷病又は精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書 （受傷日、療養期間、入院日数及び病名を明記したもの。精神疾患については、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができないことを明記したもの。） ただし、再提訴の原因となった民事訴訟における判決書等で重傷病・精神疾患に該当することが分かる場合は省略できる。
	☐ その他知事が必要であると認める書類

【留意事項】 ※住民票の写しその他の証明書については、発行から3か月以内のもの
※住民票については、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの